

～ 守ろう！アマチュア無線のルール ～

総務省 北海道総合通信局からのお知らせ

【アマチュア無線には、資格と免許が必要です】

アマチュア無線を使用するためには、アマチュア無線技士（無線従事者）の資格が必要です。また、資格を取得した上で、アマチュア局（無線局）の免許を受けなければ、アマチュア無線機を使用することはできません。免許を受けずにアマチュア無線を運用すると、処罰の対象となります（電波法第 110 条 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）。

【仕事に使ってははいけません】

アマチュア無線は、金銭上の利益のためでなく、個人的な無線技術の興味によって、自己訓練、通信及び技術的研究を目的に使用するものであり、仕事には使用することができません。仕事で無線が必要な場合は、業務用無線機を使用してください。（アマチュア無線の目的を逸脱し仕事用として通信した場合は、不法無線局と同様、処罰の対象となります（電波法第 110 条 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）。また、会社ぐるみで違反を行っていた場合は、会社（法人）も罰せられることがあります（電波法第 114 条）。

～アマチュア無線を仕事に使用しているおそれがある例～

「次は○番の排雪お願いします。」

「伝票には、△△会社、○回で記入お願いします。」

「(重機からダンプへ) オーライ、ストップ。もう少し寄って下さい。」

「■■さん、～～、□□さんの順に、残土を運んで下さい。」

【コールサイン（識別信号）を必ず送信しましょう】

アマチュア無線を運用する際は、指定されたコールサインを送信してください。長時間継続して通信する場合には 10 分ごとに送信する必要があります。コールサインを使用せず、名前やニックネーム等のみによる通信は、電波法令違反となります。

【周波数の使用区別を守りましょう】

アマチュア無線は、多様な通信の種類があり、周波数の使用区別が定められていますので、使用区別を守って通信を行ってください。

～電話(FM通信)に使用できる周波数(144MHz帯/430MHz帯/1200MHz帯)～

144.72MHz～144.98MHz、145.02MHz～145.80MHz

431.42MHz～431.90MHz、432.12MHz～432.98MHz、433.02MHz～434.00MHz、438.02MHz～439.00MHz

1294.92MHz～1295.80MHz、1296.22MHz～1299.00MHz

(注：1200MHz帯を移動による使用の場合は、空中線電力を1W以下にすること。)

問い合わせ 総務省 北海道総合通信局 電波利用環境課

Tel.011-737-0099 [電話受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)]

ホームページ <https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/index.html>